

阪大分会 ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
 大阪市淀川区十三東3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
 入れる組合です

中労委棄却命令取消裁判

東京地裁の不当判決を弾劾する！



8月18日、阪大の長期非常勤職員の2015年3月末大量解雇問題の団交拒否に対する中労委再審査請求棄却命令の取り消しを訴えた裁判において、東京地裁は「請求棄却」という不当判決をおこなった。判決は、私たちの主張をすべて切り捨て、大学擁護の中労委追認でしかない。事実経過を正確に認定せず、長期非常勤職員の2015年3月末大量解雇を「解雇でない」とまで言い切った判決を絶対に認めることはできない。私たちは強い憤りをもって不当判決を弾劾する。8月26日、即刻控訴した。

中労委追認（阪大擁護）の判決弾劾！

裁判の争点は、長期非常勤職員の2015年3月末大量解雇通告である「2009年10月26日『お知らせ』（当分の間規定の撤廃）」について、①解雇通告である「お知らせ（当分の間規定撤廃）」は労働条件の不利益変更であること、②したがって、阪大は誠実に団交する義務があるが、阪大の団交対応は不誠実かつ団交拒否であったこと、である。

判決は悪評高い昭和53年11月24日最高裁判決（専建設研究所事件）を引用し、この最高裁判決の判断基準に沿う形で今回の判決を出した。最高裁判決をもとにした判決の前提は、「使用者側には誠意をもって団交に応ずべき義務がある」とする一方で、「当該義務の具体的内容は交渉相手である労働組合の対応によっても変わりうる相対的なものである」と労働組合の責任を問い、そうして、「誠意をもって団交に応ずべき義務をつくしても、交渉に進展が見られない場合には団交を拒否する正当な理由があるものと解するのが相当である」というのである。つまり、判決は使用者（阪大）の義務を問うのではなく、労働組合に責任転嫁をして使用者（阪大）は誠意をつくした、という結論ありきのストーリーをでっちあげた代物である。

阪大は「組合は同じ要求ばかりで、抽象的全面的反対を貫き、頑なな労働組合である」という許しがたい主張を大阪府労働委員会および中央労働委

員会においてしつづけた。両労働委員会も徹底して大学の主張を擁護し、大学の団交対応は不誠実でないと判断したが、東京地裁はそれらを追認した。判決は阪大と組合の長年の労使間の事実経過を噛み合わせて正確に認定することを一切しなかった。

憲法28条(団交権保障)を軽視する判決を許さない！

憲法28条は「勤労者の団結する権利」「団体交渉をする権利」「その他の団体行動をする権利」という労働基本権を保障している。この趣旨は、使用者に対して従属的な地位にある労働者に対し「実質的な自由と平等を確保するための手段」を認め、「対等な立場における合意」を実現させる手段を保障したところにある。ところが、阪大の対応は、労使対等の立場にたつて交渉に臨んでいるとは到底いえず、実際に行われた団体交渉も組合にとって「実質的な自由と平等を確保するための手段」とはなっていなかった。判決のいう「団交拒否は正当」などはベテラン以外の何物でもない。

団体交渉権を保障する憲法28条の誤った解釈のもとに、誤った判断をした判決を私たちは決して許しません。私たちは東京高裁に控訴し闘っていきます。引き続き支援運帯をお願いします。

11月9日控訴裁判に結集ください！

☆☆非正規労働者の談話室☆☆

あなたの職場のコト、話してみませんか？ お気軽にお越しください。

10月27日(木) 午後6時～

豊中市立千里公民館(千里中央下車)第3会議室



大阪地裁地位確認裁判 **12・14判決に結集を!**

非常勤職員差別に負かれた石橋さんら長期非常勤職員の 2015年3月末大量解雇を撤回させるぞ!

阪大で働くすべての皆さん!

私たちは、石橋組合員の「働きつづけたい!」という強い意志のもと、2015年3月末大量解雇を撤回させるために裁判闘争と就労闘争を闘い続けています。裁判闘争の中であらためて、この2015年3月末解雇が大学が作り出した非常勤職員に対する差別そのものであることに気付きました。どうか、皆様の支援協力を強くお願いします。



「これは「資料」!

「非常勤職員は本の貸し出し」、「図書館の契約発注などは常勤職員」??

石橋組合員の業務について、大学は「非常勤職員は本の貸し出し」と表現し、常勤職員の業務は「図書館の契約発注」と表現している。一般には「本」という言葉は普通に使われるが、図書館の世界では「本」という表現をしない。図書と雑誌を含めた図書館の蔵書を指す言葉は「資料」という。貸出するのは、「本」=「図書」だけでなく、雑誌もあるわけだから、正確に言うと石橋組合員の業務は「資料の貸出」である。

では、この表現の違いは何を表しているのか? それは、常勤職員の業務については「図書館の契約発注」と表記していることからわかる。「図書」は常勤職員が契約発注をしなければならない「重要な」業務であると大学は言いたい。一方、その「図書」とあまり関連を感じさせず、かつ、非常勤職員の業務が「軽易な」「誰でもできる」業務であることを表現するために、「本の貸し出し」と表現しているのだ。

つまり、司書として、図書室の顔として大切な利用者と直接接する業務である「資料の貸出」に専門性であるとか、経験であるとか、そんなものは一切必要ない業務であることの表現として「本の貸し出し」はある。司書の専門性をどれだけ軽視した表現かと思うと実に腹立たしい表現だ。

司書だからこのようなことが問題になるのではない。そもそも、常勤職員の業務と非常勤職員の業務が「違う」と言い張ること自体が間違っているのだ。常勤職員と同じような業務をしているか、非常勤職員ばかりで業務をおこなっている場合がほとんどではないか。それはやはり「一定の判断や責任を有する」業務であって、その業務が欠かせない=恒常的な継続した業務であるといえる。

「雇用期限の撤廃を望む声」が雇用期限のある職員の回答者の80%

2014年8月に実施した学内アンケートでは、雇用期限のある職員の回答者のうち実に80%が「雇用期限の撤廃」を望むという結果となった。それは、阪大の非正規労働者自身が自らの業務について、一時的臨時的な業務ではないこと、単に常勤職員のお手伝いをしているという「軽易な」「補助的」業務などではないこと、を認識しているということではないだろうか。自らの業務が雇用期限を区切って5年・6年で人を入れ替えながらできるような、そんな簡単な業務ではないことを知っているのだ。このような業務に就く労働者を、期限をつけておけば、期間満了を理由に労働者をクビにできるから、ということのために、有期雇用(解雇付雇用)の非正規労働者にするなど許せない、とみんな思っているのだ。

そして、それは働かなければ生きていけないという非常勤職員が少なくない、ということでもある。だから「働き続けたい」。このアンケート結果は、非常勤職員の生の声であり、大きな声である。この声も力に闘っていききたい。



★今後の予定★

- 11/3 「なくそう!官製ワーキングプア大阪集会 Vol.4 午前10時~ エルおおさか6階
- 11/9 中労委棄却命令取消裁判 第1回控訴審裁判 午後2時半 東京高裁824号(報告会あり)
- 12/7 裁判報告集会(仮称)講演:中島光孝弁護士 午後5時~ 場所未定
- 12/14 大阪地裁石橋組合員の地位確認裁判 判決 午後1時10分 大阪地裁809号(報告会あり)